

# 地域再生計画

## 1. 地域再生計画の名称

瀬戸内の人と自然が共生するまちの第2次再生計画

## 2. 地域再生計画の作成主体の名称

岡山県瀬戸内市

## 3. 地域再生計画の区域

瀬戸内市の全域

## 4. 地域再生計画の目標

瀬戸内市は、岡山県の東南部に位置し、人口 39,367 人（平成 22 年 4 月 1 日現在）、面積 125.51 km<sup>2</sup>で、県都の岡山市に隣接し、美しい海岸線や緑豊かな森林、肥沃な農地などに恵まれた地域で、各地域独自の歴史と文化の華開くまちである。また、JR の 3 駅があるなど交通事情は比較的良く、岡山市のベッドタウンで、工業団地が市内に数箇所あるなど、工業化が進んで来ているまちである。

しかし、都市化が徐々に進む一方、本来自然環境に恵まれた地でありながら污水处理施設の整備が極めて遅れており、これでは快適な生活環境とは言えず公共用水域の水質保全もできない。

第 1 次計画で新設した公共下水道 3 処理区のうち、2 処理区の環境アセスメントでは、両浄化センターから放流する 2 河川で、国の天然記念物指定の魚類「アユモドキ」が各 1～2 個体だが採捕され、それ以外にも浄化センター周辺で、「ダルマガエル」など多くの絶滅危惧種の確認がされた。

これらの貴重な動植物の保護など、一帯の環境保全のためにも、市内のこれらの下水道処理予定区域内の中小河川や水路の水質悪化をこれ以上放置することなく、污水处理施設の整備を緊急に実施する必要がある。

また、市内全域でのハード事業に対する各種アンケート調査の結果では、市民の要望が極めて高く、断然トップであったのが下水道などの污水处理施設の整備であった。現在、各家庭で使用している汲み取りトイレでは不衛生で、近隣の街から時おり訪問する親戚の子供がトイレの使用を拒んですぐに帰ってしまうといった住民の不満の声は多い。また、幹線道路沿いへの立地を希望する多くの飲食業者や、大規模商店業者なども下水道が無い状況では進出を断念するといった弊害もあって、地域の活性化が妨げられているのが現状である。

これらのことから、生活排水を処理するために、平成 15 年度より旧町単位の中心部から公共下水道事業を、農村地域については農業集落排水事業を、認可区域外の地域については浄化槽設置整備事業（個人設置型）を行い、平成 22 年度末の污水处理人口普及率は、50%

までに達したものの依然低迷している状況にある。

このため、汚水処理施設の整備を引き続き進めることにより、生活環境を改善し、住民の大きな不満を一掃し、住環境の整備で若者の定住促進につなげる。また、生活排水で汚染された川の流域や流末の海の浄化により、農作物や海から採れた魚などを安心して食せる生活ができるような街づくりを目指し、あわせて、そこに生息する動植物など貴重な自然を住民と一体となって保護していくことで、自然環境の保全に対する意識を高め、瀬戸内市を、人と自然が共生して、こころが安らぎ、にぎわいのある地域に再生することを目指す。

(目標1) 汚水処理施設の整備促進

(汚水処理人口普及率を 50% (22 年度末)から 62% (27 年度末)に向上)

(目標2) 「アユモドキ」生息環境の保全

(放流河川 (香登川・千町川)水質 BOD 3.0 mg/L 以下の維持)

## 5. 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

市内全域に行渡る汚水処理施設の整備を図るため、認可された特定環境保全公共下水道 (牛窓、邑久、長船中央の3処理区) の集合処理の対象区域は引き続き整備を行い、また、これらの集合処理の対象区域以外は、浄化槽設置整備事業 (個人設置型) を組合せて効率的に事業推進し、市内河川の水質を保全し、ひいては瀬戸内海の水質保全を図り、市民の快適な生活環境の整備を促進する。

また、汚水処理施設整備事業と並行して、邑久・長船中央浄化センター内に設置したビオトープで、貴重な動植物の適切な保全措置を講じており、策定した環境管理計画をもとに更なる調査や検討を行う。

### 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

#### (1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等は、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・ 特定環境保全公共下水道 牛 窓 処理区(事業認可年月日 平成 22 年 3 月 17 日)
- 同 邑 久 処理区( 同 平成 22 年 3 月 17 日)
- 同 長船中央処理区( 同 平成 22 年 3 月 17 日)

#### [事業主体]

- ・ 瀬戸内市

#### [施設の種類]

- ・ 特定環境保全公共下水道、浄化槽(個人設置型)

#### [事業区域]

- ・ 特定環境保全公共下水道 牛窓処理区 邑久処理区 長船中央処理区
- ・ 浄化槽 (個人設置型) 特定環境保全公共下水道以外の地区

#### [事業期間]

- ・ 特定環境保全公共下水道 平成 23 年度～平成 27 年度
- ・ 浄化槽 (個人設置型) 平成 23 年度～平成 27 年度

#### [整備量]

- ・ 特定環境保全公共下水道 管 渠  $\phi$  75～350 mm L=16,000m  
(単独事業 管 渠  $\phi$  150 mm L= 4,000m)
- ・ 浄化槽 560 基

なお、各施設による新規処理人口は下記の通り。

特定環境保全公共下水道 牛窓処理区で 750 人  
邑久処理区で 880 人  
長船中央処理区で 1,680 人

浄化槽 (個人設置型) 1,512 人

#### [事業費]

- ・ 特定環境保全公共下水道 事業費 2,700,000 千円 (うち、交付金 1,350,000 千円)  
単独事業費 1,503,000 千円
  - ・ 浄化槽 (個人設置型) 事業費 210,630 千円 (うち、交付金 70,210 千円)
- 合 計 事業費 2,910,630 千円 (うち、交付金 1,420,210 千円)  
単独事業費 1,503,000 千円

### 5-3 その他の事業

#### (1) 「アユモドキ」の生態、生息環境の調査、保全検討

- ・ 瀬戸内市教育員会内に瀬戸内市アユモドキ保全活用検討委員会を設置
- ・ 委員会で千町川、干田川、香登川、大用水で生態、生息状況の調査、検討を行う。

#### (2) 汚水処理施設の接続促進

- ・ 供用開始となった区域において汚水処理施設への接続等を促進するため、市発行の広報誌等で普及啓発を図る。

## 6. 計画期間

平成 23 年度から平成 27 年度まで

## 7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画完了後、数値目標に照らし状況を調査、評価し、市広報等を通じて公表する。また、整備された汚水処理施設については、維持管理等が適切に行われていることについて、施設管理者と異なる瀬戸内市アユモドキ保全活用委員会で水質検査等を行い、必要に応じて市へ適切な措置を講ずるよう提言する。

## 8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし